

【自転車駐車場付置義務の概要】

目黒区自転車等放置防止条例により、指定区域内に特定の用途の施設を新築又は増築する場合は、自転車駐車場を設置しなければなりません。

自転車駐車場付置義務の主な用語

指 定 区 域 (条例第 24 条)	区の区域内の都市計画法に規定する第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域および工業地域に指定された地域の全域。	
対象となる施設 (条例第 25 条)	大規模小売店舗	百貨店・スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店。
	飲 食 店	
	金 融 機 関	銀行法および信用金庫法に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設。
	ス ポ ー ツ 施 設	スポーツ、体育その他の健康増進を目的とする施設。
	遊 技 場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うための施設。
	学 習 施 設	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設。
設 置 の 届 出 (条例第 31 条)	自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、施設の用途・店舗面積・自転車駐車場の規模等を区長に届け出なければなりません。	
	設 置 時	自転車駐車場設置・変更届 (土木管理課窓口及び同課ホームページから入手可)
	完 了 時	自転車駐車場設置完了届 (土木管理課窓口及び同課ホームページから入手可)
	添付資料	施設案内図、配置図、各階平面図、自転車駐車場平面図・構造図
措 置 命 令 (条例第 35 条)	区長は、条例の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができます。	
公 表 (条例第 35 条)	区長は、措置の命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を公表することができます。	

自転車駐車場の規模

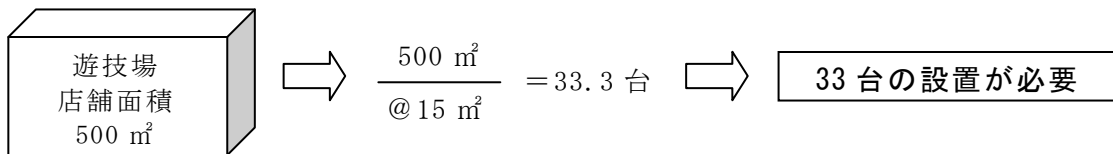
1 施設を新築する場合（条例第 25 条）

<表 1 >

施設の利用	施設の規模	自転車駐車場の規模	
大規模小売店舗	店舗面積が 400 m ² を超えるもの	店舗面積 20 m ² ごとに 1 台	※ 1 台に満たない端数は切り捨てます
飲食店			
金融機関	店舗面積が 500 m ² を超えるもの	店舗面積 25 m ² ごとに 1 台	
スポーツ施設			
遊技場	店舗面積が 300 m ² を超えるもの	店舗面積 15 m ² ごとに 1 台	
学習施設			

※表 1 により算出した自転車駐車場を、当該施設もしくはその敷地内または当該施設から概ね五十メートル以内の場所に設置しなければなりません。

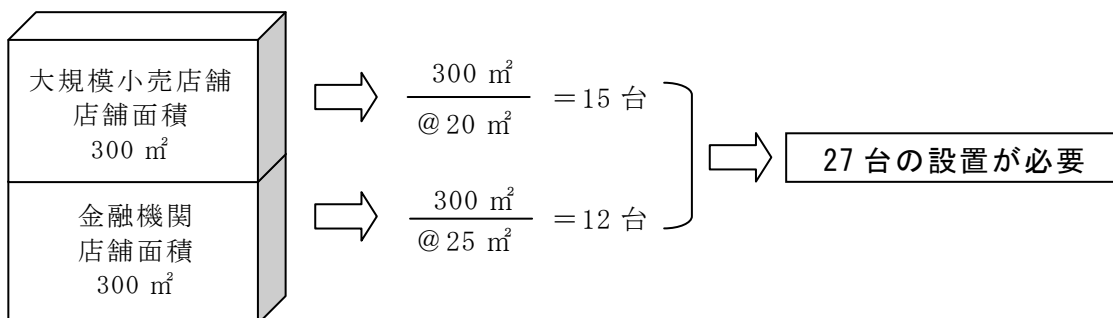
<算出例：遊技場 = 500 m²>



2 混合用途施設の場合（条例第 26 条）

表 1 に掲げる用途のうち、2 つ以上の用途に供する施設（混合用途施設）については、当該用途ごとに同表の基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、第 25 条の規定を適用します。

<算出例：大規模小売店舗 = 300 m²、金融機関 = 300 m²>

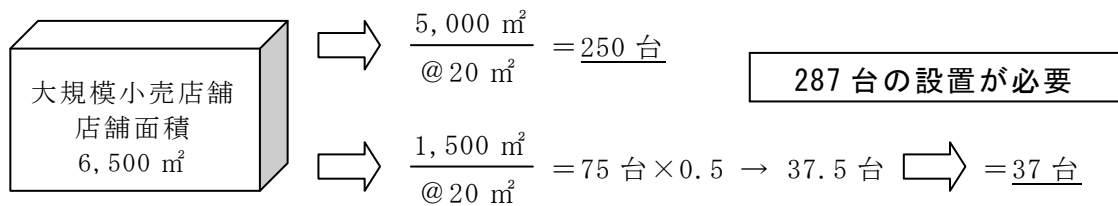


3 大規模な施設の場合（条例第 27 条）

店舗面積が 5,000 m² を超える施設については、店舗面積が 5,000 m² までの部分について表 1 により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が 5,000 m² を超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に 2 分の 1 を乗じて得た規模を加えて得た規模（一台に満たない端数がある場合には、その端数を切り捨てた規模）をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とします。

混合用途施設は、各用途の店舗面積の占める割合に応じて合計面積が 5,000 m² までの部分と 5,000 m² を超える部分における店舗面積の割合とを等しくし、上記の方法により算定した規模とします。

< 算出例：大規模小売店舗 = 6,500 m² >

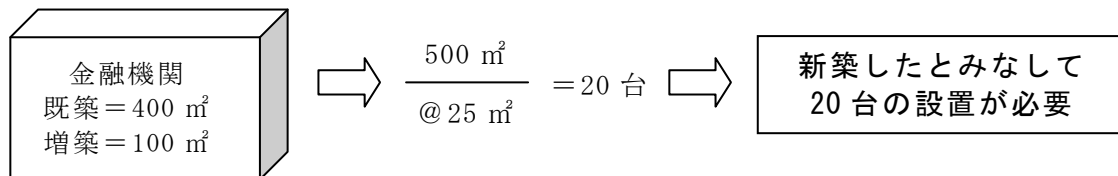


4 施設を増築する場合（条例第 28 条）

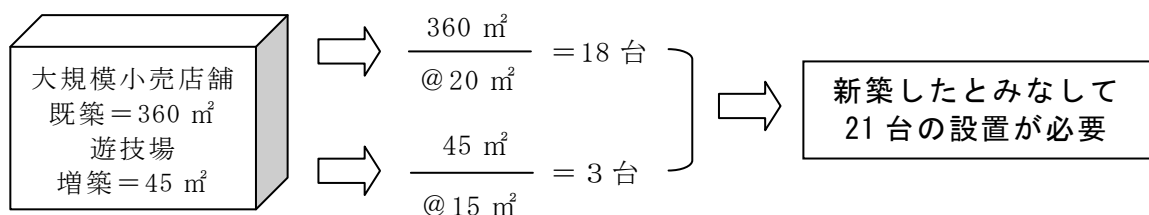
つぎに掲げる施設を増築は、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして、第 25 条から第 27 条までの規定により算出した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除して得た規模の自転車駐車場を設置しなければなりません。

- 一 表 1 に掲げる施設についての規模となる増築または当該施設で当該規模のものについての増築。
- 二 混合用途施設となる増築または混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして、用途ごとに表 1 の基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に係るもの。

< 算出例：金融機関 = 既築 400 m²、金融機関 = 増築 100 m²、 >



< 算出例：大規模小売店舗 = 既築 360 m²、遊技場 = 増築 45 m² >



5 店舗面積の算定対象例（施行規則第 32 条）

施設用途	算定の対象となる施設
大規模小売店舗	売場・売場間の通路・商品展示場・承り場・物品加工修理場及びこれらに類するもの
飲食店	客席・待合室・預かり所及びこれらに類するもの
金融機関	接客室・待合室・現金自動預払機設置室及びこれらに類するもの
スポーツ施設	競技場・運動場・練習場・更衣室・観覧席その他これらに類するもの
遊技場	遊技室・景品交換所及びこれらに類するもの
学習施設	教室・講堂・実習室・図書室その他これらに類するもの

6 自転車駐車場の構造及び設備（条例第 30 条）

この制度に基づいて設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければなりません。

<設置例>

施設の主たる出入口から見えない場所又は見えにくい場所に自転車駐車場を設置する場合は、自転車駐車場の場所を看板等で施設出入口付近に表示します。

また、道路面と異なる階層に自転車駐車場を設置する場合は、スロープなど自転車を安全に運搬できるためのアクセスを確保します。

目黒区都市整備部
土木管理課自転車対策係
電話：03（5722）9444
FAX：03（5722）9636

<付置義務の届出様式はこちらから>

http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/jitensha_shohi/jitensha/churin.files/huchi_form.PDF